

監査公表第2号

平成25年8月15日付けをもって請求のあった住民監査請求について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第242条第4項の規定に基づき監査を行ったので、その結果を次のとおり公表します。

平成25年9月30日

桑名市監査委員 池田勝敏
桑名市監査委員 椽尾健三
桑名市監査委員 伊藤真人

1 請求人 略

2 請求書の提出 平成25年8月15日

3 請求の内容（要旨）

請求人提出の請求書及び資料による請求の要旨及び措置要求は、次のとおりである。

桑名市大字蓮花寺に所在する市が所有・管理する水路の一部が、第三者であるA氏の設置したコンクリート構造物（以下「本件構造物」という。）により不法占有されているにもかかわらず、市は放置しその管理を怠っている。桑名市長に対し、本件構造物を撤去する措置を求める。

4 監査の通知

上記の住民監査請求について、監査した結果を次のとおり請求人宛に通知した。

監 第 110 号
平成 25 年 9 月 30 日

請求人 様

桑名市監査委員 池田勝敏
桑名市監査委員 椽尾健三
桑名市監査委員 伊藤真人

住民監査請求に係る監査結果について（通知）

平成 25 年 8 月 15 日付けで提出された住民監査請求について、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号。以下「法」という。）第 242 条第 4 項の規定に基づき監査した結果は次のとおりです。

第 1 請求の受理

1 請求書の提出

平成 25 年 8 月 15 日

2 請求の受理

本件請求は、所定の形式的要件は具備しているが、法第 242 条第 1 項に定める要件を具備しているかを慎重に判断する必要があったため、平成 25 年 8 月 15 日これを受理した。

第 2 監査の実施

1 監査の期間

平成 25 年 8 月 15 日から平成 25 年 9 月 30 日

2 請求の要旨

請求人提出の請求書及び資料による請求の要旨及び措置要求は、次のとおりである。

桑名市大字蓮花寺地内に市が所有・管理する水路の一部が、第三者である A 氏の設置したコンクリート構造物（以下「本件構造物」という。）により不法占用されているにもかかわらず、市は放置しその管理を怠っている。桑名市長に対し、本件構造物を撤去する措置を求める。

3 監査対象事項

本件請求が、法第 242 条第 1 項に規定する「財産の管理を怠る事実」に該当するかについて監査対象とした。

4 実施した監査の概要

(1) 請求人の陳述等

請求人に対し、法第 242 条第 6 項の規定に基づき、平成 25 年 9 月 2 日に新たな事実を証明する書類の提出と陳述の機会を設けた。

陳述時には、新たな証拠の提出はなく、請求人〇〇〇〇氏と代理人△△△△△氏が出席し、陳述の要旨は以下のとおりであった。

- ・平成 21 年 3 月に不法に設置された本件構造物が原因で当該水路の幅が狭くなり、増水時には、それが障害物となるため、スムーズに水が流れない状態である。
- ・本件構造物を撤去されるよう、自治会長や農家組合長を通じて、これまで何度も市に要望してきたが、進展がない。
- ・市は、当該水路が不法に占用されたままの状態を放置せず、本件構造物を撤去し、当該水路を元の状態に戻してほしい。

(2) 監査対象部局事情聴取

対象部局を経済環境部（農林水産課）とし、法第 199 条第 8 項の規定に基づき、事前に陳述書の提出を求め、平成 25 年 9 月 2 日に、経済環境部長、農林水産課 課長及び同課関係職員 3 名から事情聴取を行った。

第 3 監査の結果

1 事実の確認（監査対象部局からの陳述要旨）

- ・当該水路は、法定外公共物として経済環境部農林水産課が管理している。
- ・当該水路の境界は平成 11 年 12 月 8 日に確定しているため、A 氏による不法占有であると認識はしている。
- ・平成 21 年 4 月、請求人と A 氏、両者立会の下で改修工事を行い、溢水を防ぐため、水路断面積を確保したことから、緊急性はないものと判断している。
- ・請求人から本件構造物を早急に撤去してほしいと市に要望があったのは、本年 7 月 1 日である。
- ・当該水路の改修については、地元要望もあることから、今後も A 氏には「桑名市法定外公共物管理条例」に基づく原状回復命令も視野に入れながら、自主的に撤去するよう継続的に働きかけていく。

2 監査委員の判断

(1) 結論

本件請求については、監査委員の合議により次のとおり決定した。

本件請求は、法第 242 条第 1 項に規定する住民監査請求の要件を満たさないものと判断し、請求を却下する。

(2) 理由

本件請求については、当該水路について、A氏が本件構造物を設けて一部不法占用し、その水路幅を狭めて通水断面を阻害しているため、桑名市長にその撤去を要求するもので、法第 242 条第 1 項の規定による「財産の管理を怠る事実」を改めることを要求するものであると解した。

そこで、本件請求要旨について、「財産の管理を怠る事実」に該当するかについて、以下のとおり判断する。

公有財産の管理については、「財産管理」と「公物管理」の側面があり、前者は、財産を保有することに基づく財務会計上の行為である当該公有財産の財産的価値の維持・保全に係る管理であり、住民監査請求における財産の管理は、「財産管理」に限られる。

一方、「公物管理」については、当該公有財産の行政目的を実現するために支障のない状態を維持するための「機能管理」に位置付けされるものである。

本件請求については、当該水路の機能を維持・保全する「公物管理」に該当し、「財産管理」に該当するものではないと判断する。